

所得税の確定申告

問合せ 荒川税務署 ☎(3893)0151

申告書の作成・提出方法

●国税庁ホームページ(下記)をご覧ください

確定申告書等作成コーナーの画面案内に従って金額等を入力すると、税額が自動計算され、申告書を作成できます。また、青色決算書や収支内訳書も作成できます。

期 間

3月15日(金)まで

HP<https://www.keisan.nta.go.jp>
(右の二次元コード)



●確定申告書の提出方法

- ▶e-Tax^{イー・タックス}を利用して送信
- ▶税務署に郵便・信書便で提出

マイナポータルを活用した自動入力を利用できます

マイナンバーカードを持っている方は、マイナポータル連携を利用することで、控除証明書等のデータを、各種申告書に自動入力できます。詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

マイナンバーの記入について

税務署へ提出する申告書や申請書等には、マイナンバーの記入と本人確認書類の提出または提示が必要です。

確定申告書作成会場のご案内

期 間 2月16日(金)～3月15日(金) ※(土)・(日)・(祝)等を除く

時 間 午前9時15分～午後5時 ※受け付けは、午前8時30分～午後4時

会 場 荒川税務署3階

持ち物

申告書作成に必要な書類(収入がわかるもの・各種控除の証明書等)、スマートフォン、マイナンバーカード(持っていない場合は、通知カード等の個人番号確認書類、運転免許証等の本人確認書類)
※原則、スマートフォンでの申告書作成を行います

混雑回避のため入場整理券を配布します

入場整理券は、LINE^{ライン}による事前発行で入手できます。また、当日、会場でも配布します(なくなりしだい終了)。

申込み 国税庁LINE公式アカウント(右の二次元コード)で



- ▶給与や公的年金の収入がある方は、上記期間以前でも、医療費控除等の適用による還付申告書を提出できます
- ▶現金で納付する場合は、3月15日(金)までに納めてください
- ▶キャッシュレス決済でも納付できます。対応する決済サービス等の詳細は、国税庁ホームページ(右の二次元コード)をご覧ください



閉庁日の申告書作成

【期日】2月25日(日)

【時間】午前9時15分～午後5時

※受け付けは、午前8時30分～午後4時

【会場】王子税務署(北区王子3-22-15)

※荒川税務署は開庁していません

【税目】所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税

【内容】申告書の配布、申告相談、申告書の受け付け

個人事業税の申告

都内に事業所・事務所があり、法律で定められた事業を行う個人に課税されます。なお、所得税の確定申告をすれば、個人事業税の申告は不要です。

問合せ 荒川都税事務所 ☎(3802)8111

税の無料相談会

期 日 2月22日(木)

時 間 ▶午前10時30分～午後0時30分
▶午後1時30分～3時30分

会 場 南千住駅前ふれあい館
※確定申告用紙等の配布や申告書の受け付けは行いません

問合せ 東京税理士会荒川支部 ☎(3800)5577

国民健康保険料

後期高齢者医療保険料

介護保険料

国民年金保険料

は 所得控除の対象です

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額の確認方法

▶納付書払いの方
領収証書

▶口座振替払いの方
口座振替済みのお知らせ
(令和5年12月送付)

▶電子マネー決済の方
利用した各アプリの履歴や
利用明細

▶モバイルレジの方

※国民健康保険料・後期高齢者医療保険料のみ

●モバイルバンキングで納付

モバイルバンキングの取引明細書等

●クレジットカードで納付

クレジットカード会社が発行する利用明細書等

▶特別徴収の方

日本年金機構が送付した源泉徴収票

※領収書等を紛失した方や証明が必要な方は、お問い合わせください

国民年金保険料の納付額の確認方法

日本年金機構が送付した社会保険料(国民年金保険料)控除証明書で確認できます。

※申告時に上記証明書の添付が必要です

※家族の方が国民年金保険料を納付した場合は、納付した方が社会保険料控除として申告できます

※e-Tax^{イー・タックス}での確定申告に利用できる、控除証明書の電子データをマイナポータルで受け取ることもできます

令和5年1月～12月に納付した保険料は、社会保険料控除として全額が所得控除の対象です。生計をともにする配偶者や親族の保険料を負担した場合も、合算して控除できます(特別徴収分を除く)。

確定申告や住民税の申告の際は、「社会保険料控除」欄に記入してください。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、納付方法によって取り扱いが異なります。

▶口座振替や納付書等で保険料を納めた場合
…納付した方(生計をともにする方)の社会保険料控除の対象となります

▶公的年金等からの特別徴収で保険料を納めた場合
…年金受給者の社会保険料控除の対象となります。生計をともにする方であっても、本人以外が社会保険料控除とすることはできません

問合せ

▶国民健康保険料・後期高齢者医療保険料……国保年金課保険料係(区役所1階) ☎内線2386

▶介護保険料……………介護保険課資格保険料係(区役所2階) ☎内線2441

▶国民年金保険料……………荒川年金事務所 ☎(3800)9151